

2014年11月12日

## 給与法改正法案等の成立に対する談話

公務員労働組合連絡会  
事務局長 吉澤伸夫

- (1) 本日、給与法改正法案等が参議院本会議で可決され、成立した。これにより、国家公務員についての本年度の給与引上げ改定が実現するほか、給与制度の総合的見直しも実施されることになった。
- (2) 法案の国会審議に際し公務員連絡会は、人事院勧告通りの給与引上げ改定を求め一方、総合的見直しを先送りする内容の法案修正をはかるよう民主党に要請した。そして、民主党は与党に対し総合的見直し先送りを強く迫ったが、与野党間の協議が成立するには至らなかった。一方、第187臨時国会は、「政治とカネ」の問題により、政策議論と法案審議が進まない状況の中で、民間準拠でも厳しい地域・地場民間賃金の実態と現下の財政事情の下での公務員給与引上げに対する院内外の批判に加え、12月に予定される消費税増税判断を控え、本年給与改定の早期決着は一刻の猶予も許さない情勢となった。このため、公務員連絡会は給与改定の早期決着を最優先した対策を講ずることとした。
- (3) その結果、衆議院では10月29日に内閣委員会審議入りし、11月4日の本会議採決、参議院では6日に内閣委員会審議入りし、12日の本会議採決、成立となった。なお、衆参両内閣委員会で附帯決議が採択され、①育児に責任を持つ職員の処遇改善の検討、②非常勤職員の処遇改善の検討、③復興・再生等に従事している公務員の士気の確保、④独立行政法人給与等の交渉による決定、⑤地方自治体の給与等の自主的・主体的決定、等が盛り込まれた。
- (4) 厳しい国会情勢の下、給与制度の総合的見直しも勧告通り実施されるという結果となったが、本年4月に遡った給与の引上げ改定を実現し、与党が多数を構成する衆参両院で附帯決議を得たことは、今後の地方公務員や独立行政法人、政府関係法人の賃金確定闘争の推進に寄与するものである。
- (5) 本年の人事院勧告、給与法改正法案等に対する取組み経過で明らかなように、公務員給与の決定をめぐる環境は、引き続き厳しい状況にある。公務員連絡会は、復興・再生をはじめ、公務・公共部門に従事する労働組合としての社会的責任を果たすとともに、2015年春季生活闘争に向けて連合に結集し全力を挙げる。

以上